

届出制手数料に掛かる手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人受理時の事務費用	2000円 手数料負担者は、求人者となります。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の35%または500,000円のうちどちらか高い方とする。 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年間を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の35%または500,000円のうちどちらか高い方とする。 手数料負担者は、求人者となります。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の35%または500,000円のうちどちらか高い方とする。 手数料負担者は、求人者となります。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金200,000円 活動1日あたり 30,000円 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定者や労働条件通知書等に記載されている額)の35%または500,000円のうちどちらか高い方とする。 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年間を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定者や労働条件通知書等に記載されている額)の35%または500,000円のうちどちらか高い方とする。 手数料負担者は、求人者となります。

備考

- ・上記手数料には消費税が含まれていません。別途加算となります。
- ・返金規定は3ヶ月以内離職の場合30%とさせて頂いております。